

65歳超雇用推進助成金・ 障害者雇用助成金説明会のご案内

説明会内容

65歳超雇用推進助成金

- ・65歳以上への定年引上げを実施したい（65歳超継続雇用促進コース）
- ・高齢者向けの雇用管理制度を導入したい（高齢者評価制度等雇用管理改善コース）
- ・高齢者を有期雇用から無期雇用に転換したい（高齢者無期雇用転換コース）



障害者雇用助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）

- ・障害者用トイレの設置、拡大読書器の購入等、障害者の障害特性による就労上の課題を克服するために作業施設等を整備したい（障害者作業施設設置等助成金）
- ・障害者の雇用管理のために必要な介助者や相談窓口担当者を配置したい（障害者介助等助成金）
- ・駐車場や住宅の借り上げ等、障害者の通勤を容易にするための措置を実施したい（重度障害者等通勤対策助成金）
- ・障害者を雇用したことがないが、障害者の受入を進めるため、就職を目指す障害者を対象として職場実習を行いたい（障害者職場実習支援事業）



個別相談

ご希望の場合は就業規則(写)をご持参ください。

【開催日時】 14:00～15:30（受付:13:40～）

令和2年 5月28日(木)、7月9日(木)、8月26日(水)、10月1日(木)、12月2日(水)

令和3年 1月12日(火)（各回とも定員15名程度）

*参加希望者は裏面の参加申込書にご記入の上、FAXにてお申込みください。いずれの回も同じ内容となります。

【開催場所】

〒861-1102 合志市須屋2505-3
ポリテクセンター熊本 本館2F A201研修室

参加者には
高齢者の雇用管理に役立つ
資料を差し上げます。



お問合せ先



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

熊本支部 高齢・障害者業務課 〒861-1102 合志市須屋2505-3

TEL:096-249-1888 FAX:096-249-1889

URL: <http://www.jeed.or.jp/location/shibu/kumamoto>

《新型コロナウイルスの感染防止について》 当説明会につきましては、新型コロナウイルスの感染防止のため、換気、広い会場・身体的距離の確保の上、実施いたします。

参加申込書

FAX:096-249-1889(送り状不要)

* 開催3日前までにお申込みください。

申込日：令和 年 月 日

事業所名			
連絡先	TEL	FAX	
所在地	〒		
参加者	所属部課 お名前	所属部課 お名前	
参加希望日	<input type="checkbox"/> 5月28日(木)	<input type="checkbox"/> 7月9日(木)	<input type="checkbox"/> 8月26日(水)
	<input type="checkbox"/> 10月1日(木)	<input type="checkbox"/> 12月2日(水)	<input type="checkbox"/> 1月12日(火)
ご興味のある内容 (任意)	<input type="checkbox"/> 65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース) <input type="checkbox"/> 65歳超雇用推進助成金(高年齢者評価制度等雇用管理改善コース) <input type="checkbox"/> 65歳超雇用推進助成金(高年齢者無期雇用転換コース) <input type="checkbox"/> 障害者雇用助成金 <input type="checkbox"/> その他()		

* 新型コロナウイルスの感染防止のため、手洗い、咳エチケット、マスクの着用をお願いいたします。

* ご記入いただきました個人情報には説明会の目的以外には使用いたしません。

* 定員に達し、お申込みを受付できない場合のみ、当支部からご連絡いたします。

～65歳超雇用推進助成金について～

65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め
の廃止、希望者全員を対象とする66歳以上
の継続雇用制度の導入のいずれかの措置
を実施する事業主の皆様を助成します。

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用管理制度を整備するための措置(高年
齢者雇用管理整備措置)を実施する事業主の皆様を助
成します。

高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働
者を無期雇用労働者に転換する事業主の皆
様を助成します。

～障害者雇用助成金について～

事業主等が障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の新規雇入れや雇
用の継続が困難であると認められる場合に、これらの事業主等の皆様に対して助成します。

※65歳超雇用推進助成金及び障害者雇用助成金の内容につきましては、一部変更となる場合があります。